

## 報告第 1 号

### 専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

## 専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、区営住宅使用料の徴収に係る民事訴訟法第395条の規定によりみなされる訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

平成26年12月25日

足立区長 近藤 弥生

区営住宅使用料の徴収に係る民事訴訟法第395条の規定により  
みなされる訴えの提起について

次のとおり、区営住宅使用料の徴収に係る債務者に対して行った支払督促について当該債務者から督促異議の申立てがあったことによる民事訴訟法第395条の規定によりみなされる訴えの提起をした。

1 支払督促の概要

足立区は、区営住宅の使用料を滞納した相手方に対し、次のとおり簡易裁判所に申立てした。

- (1) 未払使用料 837,500 円の支払
- (2) 申立て手続費用 5,730 円の支払

2 相手方

使用者 足立区大谷田在住者

3 支払督促の申立てを行った日

平成26年11月28日

4 相手方が督促異議の申立てを行った日

平成26年12月16日

5 民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされた日

平成26年11月28日

6 訴えの要旨

足立区は、区営住宅の使用料を滞納した相手方に対し、次のとおり請求する。

- (1) 未払使用料 837,500 円の支払
- (2) 申立て手続費用 5,730 円の支払
- (3) 訴訟費用の支払い

7 訴訟遂行の方針

足立区職員を指定代理人に選任し、訴訟を遂行する。